

第九号

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十八年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表その一の表第一小会議室及び第二小会議室（一室につき）の項の項名を「第一小会議室」に改め、同その一の表第三小会議室及び第四小会議室（一室につき）の項の項名を「第二小会議室及び第三小会議室（一室につき）」に改め、同その一の表「IT学習室」の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた第三小会議室又は第四小会議室の利用の許可であつて同日以後の利用に係るものは、改正後の徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた第二小会議室又は第三小会議室の利用の許可とみなす。

提案理由

結婚を支援するための組織が設置されることに伴い、徳島県青少年センターの第二小会議室及びIT学習室について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。